

Title	享保期在町村役人の地域史観と経済観：下総国香取郡佐原村伊能景利の文書編纂物を通じて
Sub Title	One village headman's compilation of local documents and his views on local history and economy : the case of Ino Kagetoshi (1668–1726)
Author	田口, 英明(Taguchi, Hideaki)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2020
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.113, No.1 (2020. 4) ,p.101- 130
JaLC DOI	10.14991/001.20200401-0101
Abstract	<p>本稿は、伊能景利が享保期に作成した近世佐原村の百年の歴史に関わる文書編纂物の考察を通じて、彼が地域の歴史、および経済活動における村役人の役割をどのように捉えたのかを明らかにするものである。景利が生きた元禄から享保期にかけて、佐原村では従来の枠組みと経済活動の実態とが齟齬をきたすようになるとともに、幕府の一元的な地方政策に対応しなければならないという状況にあった。そのなかで、景利は経済活動に関わる先規の成立過程を熟知し、それを出発点にしながら新たな経済活動や幕府の政策との間に折り合いをつけることで、円滑な在地経済の展開を導く力量を村役人層に求めたのである。</p> <p>The present study examines the complexities of local documents edited by INO Kagetoshi (1668-1726) during the Kyoho period, and presents his views on local history and economy. INO served as the village headman of Sawara from the Genroku to the Kyoho period. As local economy developed, he witnessed the market conflicts that occurred between the new economic trend and the old customary law. Meanwhile, he negotiated with the local governors of Bakufu, that introduced institutional reform of the local governance to protect old local interests. Under these conditions, as the village headman, INO was required to be knowledgeable about local history, especially the origin of the old customary law. Using this knowledge, INO claimed that negotiation skills for coordinating different interests were necessary for the village headman.</p>
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20200401-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

享保期在町村役人の地域史観と経済観

——下総国香取郡佐原村伊能景利の文書編纂物を通じて——

田口英明*

（初稿受付 2020 年 2 月 13 日，査読を経て掲載決定 2020 年 5 月 12 日）

One Village Headman's Compilation of Local Documents and His Views on Local History and Economy: The Case of INO Kagetoshi (1668–1726)

Hideaki Taguchi*

Abstract: The present study examines the complexities of local documents edited by INO Kagetoshi (1668–1726) during the Kyoho period, and presents his views on local history and economy. INO served as the village headman of Sawara from the Genroku to the Kyoho period. As local economy developed, he witnessed the market conflicts that occurred between the new economic trend and the old customary law. Meanwhile, he negotiated with the local governors of Bakufu, that introduced institutional reform of the local governance to protect old local interests. Under these conditions, as the village headman, INO was required to be knowledgeable about local history, especially the origin of the old customary law. Using this knowledge, INO claimed that negotiation skills for coordinating different interests were necessary for the village headman.

Key words: Village headman, Compilation of local documents, Local history, Local economy, Old customary law

JEL Classifications: B31, N55

* 湘南工科大学工学部総合文化教育センター
Faculty of Engineering, Shonan Institute of Technology
taguchi@la.shonan-it.ac.jp

1. はじめに

本稿が取り上げる伊能景利（1668～1726）は、下総国香取郡佐原村本宿組（千葉県香取市）で元禄期から正徳期にかけて名主役を務め、名主役退任後の正徳4（1714）年から亡くなる前年の享保10（1725）年までの間に、地域社会に関わる膨大な文書の編纂活動を行った人物である。彼の作成した記録のなかでも際立つのは、正徳4年に完成した『部冊帳』前巻（全12巻）と、享保10年に完成した『部冊帳』後巻（全14巻）であり、その実証的な方法や記載内容の正確さによって早くから利根川下流域の実態研究に用いられてきた⁽¹⁾。

景利の文書編纂活動の背景、方法論そしてその意図について考察したのは酒井右二氏である⁽²⁾。酒井氏の論点をまとめると、近世初期にこの地域を切り開いた土豪の系譜を持つ村役人層の裁量権が、17世紀後半に大きく後退し、代わって幕府の文書による支配体制が確立するとともに、小農が成長し村政に影響力を及ぼすようになるという時代状況のなかで、景利は近世初期以来の文書に関する情報を独占的に保持し、幕府、領主、他村に対して自村の権益を保護・主張することを通じて村役人としての家格を保とうとした、ということになる。この酒井氏の研究を踏まえつつ、筆者は景利の文書編纂活動の意義を、近世初期に確立した経済活動の場における慣行・枠組みが、元禄期以降の佐原村の経済発展のなかでその実態と齟齬をきたすようになり、その結果発生する地域内の係争を大きく発展させることなく調停するための資料的基盤を作成した点にあった、と位置付けた⁽³⁾。つまり、酒井氏が景利の文書編纂活動を対幕府、対領主、對他村を念頭に置いたものであるとするのに対し、筆者は景利の地域内の調停者としての側面に光をあてたのである。

ただし、酒井氏および筆者の見解はいずれも、『部冊帳』などに記載されている個別の事例・事件に即して導き出されたものではない。その理由として、景利の文書編纂物が圧倒的な量の資料そのものを以って地域の歴史を語るものであり、自身の評価や見解を述べることを抑制していることがあげられる。しかし、そのなかで景利の名主在職時の最大の騒動となった市場^{でいり}出入に関する『先年ヨリ市場出入之留書』には、彼の感想などが他の資料に比して多く記載されている。また、晩年の

(1) 代表的なものとして以下のものがある。大谷貞夫「近世前期における下利根川流域の治水事情」『佐原の歴史』創刊号、1～25頁、2000年3月。川名登『近世日本水運史の研究』、雄山閣出版、1984年。酒井右二「貞享正徳関東筋幕府林の支配状況」『徳川林政史研究所研究紀要』第23号、49～83頁、1989年3月。

(2) 酒井右二「村政に関する元禄～享保期の記録編纂活動——下総佐原伊能景利の事例から」『千葉県史研究』第5号、53～68頁、1997年2月。同「元禄・享保期在町上層民の文化活動」『千葉県の歴史』通史編近世2、868～900頁、千葉県、2008年。

(3) 田口英明「伊能景利の自己認識と村役人像——享保期在町村役人における「治者」意識の形成」『日本経済思想史研究』第11号、1～21頁、2011年6月。

享保8(1723)、9年の事項をまとめた『部冊帳』後巻第22、23巻には、佐原村新田の年貢率および利根川通の川除普請政策についての自身の考えを述べた比較的長い「覚書」がある。本稿は、これらの記録を手掛かりに、そうした現場に関わってきた景利が、晩年になってその経緯をまとめるなかで近世百年の佐原村の歴史をどのように捉えたのか、そしてその歴史における村役人の役割、とりわけ村の経済活動における役割をどのように理解していたのか、という問題を改めて考察してみたい。

ところで、『部冊帳』のような文書編纂物は、近世後期を通じて全国的に広く作成されるようになるが、工藤航平氏は、その文書編纂物の精査を通じて、「埋もれていた民衆の思想・文化の一端を明らかにすることが可能である」と考える。⁽⁴⁾ 工藤氏は、文書編纂物を、支配行政の円滑化を可能にし、地域の権益確保を実現するものと把握するだけでなく、地域内部において調整機能を果たすものであり、さらには地域独自の論理の構築につながるものであると捉えている。⁽⁵⁾ 本稿は、この工藤氏の解釈を踏まえつつ、享保期という早い時期に作られた文書編纂物から析出される地域独自の歴史観、経済観を明らかにし、思想史的な立場から文書編纂物研究の可能性をさぐることを試みたい。

ここで、本稿に関係する範囲で近世前期の佐原村について紹介する。⁽⁶⁾ 佐原村は本田と新田に分かれ、本田部分の村高は1,817石であった。利根川に注ぐ小野川が村を南北に貫流し、その右岸を本宿、左岸を新宿と称していた。本宿は3つの組、すなわち本宿組、浜宿組、仁井宿組に分かれ、新宿は上宿組、下宿組に分かれており、各組にはそれぞれ名主と組頭の村役人が置かれた。佐原村の支配体制は近世前期を通じて幾度か変化するが、享保4(1719)年の時点では、旗本天方氏が本宿組(350石)、旗本興津氏が浜宿組(500石)と下宿組(500石)、旗本近藤氏が仁井宿組(117石)と上宿組(350石)を支配する相給村であった。また、後述するように天正期より六斎市が立つ町場であったが、元禄期を前後して小野川の河岸場が発達し、それに接する下宿組を中心に常設店舗の街並みが形成されるようになり、宝永7(1710)年には人口3,550人(家数830)を数える下利根川屈指の町場に成長する。他方、佐原村北方の沖積洲島の開発によって形成された佐原村新田(1,775石5斗)は、近世を通じて幕府領であり、その運営にあたっては本田の名主が年番で新田名主に就任する体制が寛文3(1663)年より始まり、延宝6(1678)年からは新田関係の文書が新田名主の持ち回りで管理される体制がつけられた。

以下本稿は、第2節で本田の町場で発生した市場出入を扱い、第3節で新田の川除普請、年貢率、定免制実施を取り上げて考察を行う。第2節は、筆者が以前指摘した調停者としての村役人のあり方について⁽⁷⁾再検討し、より深い考察を行う。とりわけ、調停に深く関わるものとされた過去の規定、

(4) 工藤航平「村役人と編纂物」横田冬彦編『読書と読者』、132頁、平凡社、2015年。

(5) 工藤航平「近世地域社会における蔵書とはなにか——地域〈知〉の史料論的研究を目指して」『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』第7号、35～60頁、2011年3月。

(6) 以下の佐原村の紹介は、基本的に『佐原市史』(佐原市、1966年)に依っている。

すなわち先規に対する彼の認識形成過程について市場出入を通じて考察し、さらにそこから析出される景利の経済観を明らかにする。第3節は、酒井氏の見解に再検討を加え、幕府の広域的・一元的な政策と在地社会の固有の枠組みの間の調整という問題に対する景利の考えを、最晩年に記した「覚書」をもとに考察する。そして、享保期幕府の地方政策が大きく展開するなかでよりよい調整の方策を模索しつづけた景利の意識に光をあてる。

なお、本稿は、以下の行論で、市場出入、利根川通の川除普請政策、佐原村新田と定免制という問題を扱うが、あくまでも文書編纂物の分析を通じて景利の地域史観およびその経済観を解明することに主眼を置くものである。他の史料の収集・考察を通じて、より立体的に当該地域の実態を解明することは今後の課題である。

2. 元禄・宝永期の市場出入と『先年ヨリ市場出入之留書』に見る景利の経済観

2-1 『先年ヨリ市場出入之留書』について

はじめに述べたように、佐原村には5つの組、複数の村役人が存在していたが、彼らは経済活動をめぐって決して一枚岩ではなかった。この点について、本節では景利の時代に大きな騒動に発展した市場出入を通じて検討し、地域の経済発展における村役人の役割についての景利の見方を明らかにしていきたい。

本節で用いる基本史料は、景利が享保6(1721)年4月に清書した『先年ヨリ市場出入之留書』(以下『市場出入』)⁽⁸⁾である。佐原村六斎市は、天正期以来、新宿の3つの宿、すなわち上宿(上宿組)・中宿(上宿組と下宿組の入会)・下宿(下宿組)において、5日おきにローテーションを組んで開催されたが、この市をめぐって近世前期に起こった4つの出入の経緯がこの史料には記載されている。すなわち、①寛永20~21年にかけての本宿と新宿の出入、②元禄4年の上宿組と下宿組の出入、③元禄8年の本宿と新宿の出入、④宝永3年~正徳2年にかけての上宿組と下宿組の出入、である。⁽⁹⁾①と③は、市場権がない本宿側が新たな市開催を画策したために新宿との間に生じたものであり、②と④は、同じ新宿のなかでも河岸場に接し繁栄する下宿において常設店舗の街並みが形成された結果、市日の店舗営業をめぐって上宿組と下宿組の間で起こったものである。本稿では主に②と④を中心に考察を進めるが、その理由はこの新宿の出入が、在地社会において定期市から常設店舗へと

(7) 田口英明「伊能景利の自己認識と村役人像——享保期在町村役人における「治者」意識の形成」。

(8) 『先年ヨリ市場出入之留書』(享保6年)、香取市伊能忠敬記念館所蔵伊能三郎右衛門家文書、資料番号981(G2-12)。以下、第2節の引用で注記のないものはすべて『市場出入』からのものである。なお、引用中の読点は筆者によるものである。

(9) 近世前半の佐原村六斎市の実相については、永原健彦「在方市の諸相」『千葉県歴史』通史編近世2、74~97頁、千葉県、2008年、を参照。

商業形態が移行するなかで、旧来の枠組みと新たな営みの間に生じた摩擦であるといえるからである。そして、この出入に当事者として関わり、その経緯を克明につづった景利の感想・考察を分析することは、元禄・享保期の民間実務家の経済思想、とりわけ市場経済に対する見方を論じるうえでの一助になると考えるからである。そうした視点から、本節では『市場出入』から析出される彼の経済観について迫っていききたい。

2-2 元禄・宝永期の佐原村六斎市の市場出入

『市場出入』によると、元禄4(1691)年の係争の発端は、同年11月3日に上宿で市が開催された際に、上宿の人間が営業を行っていた下宿の常設店舗に踏み込み、商品を押収した事件であった。それを受けて、下宿組では七左衛門・安右衛門・新左衛門の3人の組頭が江戸に上り、幕府評定所に出訴することになった。ここで下宿組の訴状のうち、景利がのちになって問題視した部分を紹介しよう。

【史料1】

佐原村之儀町並ニ而、前々々常店を構、毎日商売仕来り候、市日ニハ時々之商売物市場へ出シ、其外難致持運物は、常店ニ差置申候処ニ、…(中略)…興津内記様御知行所下町常店江近藤作左衛門様御知行所上町之者共大勢ニ而ふミ込、家内之商売物諸品らうせきに取参候ニ付、其節作左衛門様御知行所名主方へ相断、預ケ置申候、如此理不尽成致方迷惑仕候…(後略)

ここで下宿組は、常設店舗の営業は以前から行ってきた慣行であり、したがって市日の上宿組の商品押収は「らうせき」にはほかならないものだから、「理不尽」な行為として処断してもらいたいと願い出たのである。これに対して、上宿組は翌12月に長文の返答書を提出する。それによると、下宿は「船着ニ而市勝手能」ため以前より「市猥」、すなわち市日に市場以外の場所で商売を行うことをたびたび起こしていた。そのため「当四拾九年以前、六ヶ敷不仕候様ニと両地頭様々市場御法度書両御判ニ而被置下、如前々急度市立来り申候」というように、寛永20(1643)年に新宿の領主によって以下のような「市場定」が制定されることになったと上宿組は述べる。

【史料2】⁽¹⁰⁾

定

一佐原村市之儀前々之ことく上宿中宿下宿にて六斎たて可申事

一市の日たて前之宿之外わきニて商人壺人も着申間敷事

一縦当所之ものたりと云共、市の日たて前之宿之外一切売買しましき事

右之条々相背候ハ、其町中より為過銭商人壺人ニ付代物一貫文宛可出之候、若於違背仕候は、

両地頭江申上急度曲事ニ可申付者也

寛永廿年未霜月十五日

近藤勘右衛門 用 清御書判

興津内記 忠 行御書判

両知行 名主

この「市場定」は、市日に市場以外の場所に、行商に来る商人を差配して市場料を徴収したり、また佐原村の人間であっても市場以外の場所で商売することを禁じ、違反者には過料を科するというものである。上宿組はこの先規を定めた「御判」を証拠に、「従先規、市場三ヶ所ニ相究申候故、市之節ハ上中之商人其売物持ちはこひ、市場へ罷出商売仕候、上中之市日ニも右之通りニ而、市日ニは一切脇店ニ而売買不仕候処ニ、常店と申上候儀各別ニ御座候、市日立前之外ニ而売買御座候得は、上中之市ハ潰迷惑仕候」と述べる。先規によれば市日には市場以外での商売は禁じられており、「常店」であっても例外ではない。だから11月3日、先規に従って営業をしていた下宿の「常店」に過料を科したのだが、支払いを拒否したため商品を押収したままであって「らうせき」ではない。そう述べたうえで、最後に「先規之通り御慈悲ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候」と結んでいる。

この訴状、返答書を踏まえて同年12月14日に評定所で裁定が下され、「市場定」を根拠に上宿組の全面的な勝訴となった。そして、下宿組の名主・組頭、および下宿の違反商人から自らの過ちを認める証文（景利の言葉でいう「重証文」）が上宿組に渡ることとなった。

このような形で元禄4年の市場出入は上宿組の勝訴となったが、係争はこれで収まらなかった。元禄出入のあとの六斎市の様子について、景利は次のように述べている。

【史料3】

先年元禄四未ノ年上宿と下宿市公事有之節、寛永廿未年近藤勘右衛門様・興津内記様被成置候市場御定書之御加判壱通、上宿ニ所持致候ヲ、年久敷事故下宿之者共不存、御評定所江罷出対決致シ、右御加判ヲ以、下宿負公事ニ罷成候、右出入相済以後は、上宿ハ一入致吟味、上市・中市之節は下宿江上宿之者共相廻巖敷相改、少之売物致候而も踏込、壱貫文宛之過錢取之、別而一兩年以來ハ上宿ニ而市改役人ニ助蔵・仁兵衛兩人を定置、其外組頭百姓差加り、上市・中市之節ハ下宿へ相廻り、五錢三錢之物売候而も過錢壱貫文宛押へ取、威勢振ひ申候由

上の引用部分から元禄出入のあと、上宿組は、市日の市場外での商売の取り締まりを強化し、少

(10) 上宿組は、「市場定」を下宿側の「市猥」を抑止するために制定されたものだと考えるのに対して、景利は後述の【史料7】の引用のように、同年の本宿市開催の企てを防ぐべく、領主による新宿六斎市の公認を得るためであったと考えている。こうした解釈の違いは興味深い、そのことについての景利の言及はない。

額の取引であっても過料を徴収するようになり、さらに宝永期に入ると、「市改役人」を設置し、それに村役人や百姓まで加わって取り締まりを行い、過料徴収を徹底するようになった。この様子を景利は「威勢」という言葉で形容している。この「威勢」についてはあとで検討を加える。さて、この上宿組の過度な取り締まりに対して下宿組の側でも対抗措置をとることになる。その経緯について景利は次のように書いている。

【史料 4】

宝永三年戊七月廿二日夕、薬王院へ寄合付、下宿名主茂左衛門組頭共、并下宿之惣商人共致会合、段々相談有之処ニ、其中の申出候は、上中両市之節、助藏・仁兵衛方江勝手有之者ハ、致売物候而も上宿之者は大目を遣構不申候間、其余之もの共売物致候得は、少之売物ニ而も壱貫文宛之過銭とられ、商人の内ニも高下有之猥ニ御座候、向後は御相判之趣堅相守、商売仕度者ハ壱銭之売物成共、市場へ持運売可申候、市場へ難出ものハ戸ヲ立右市日ニは一切売買相止可然候、如此相極候而之上破り候者有之は、上宿へとられ申候過銭壱貫文之外ニ下宿へも壱貫文取候様ニ仕可然候、左候ハ、内証吟味立、猥ニ有之間敷由申出、何茂一同致シ右之通相守可申之由連判書相認候由

宝永3（1706）年夏、下宿組名主・組頭・惣商人が会合を開き、そこで上宿の「市改役人」の取り締まりに鼻根があり、公正なやり方ではないことが議論された。そして、今後は「市場定」の徹底順守の立場をとり、下宿組の側でも取り締まりを実施し、過料を徴収することに決め、連判する。この時の様子について「此節薬王院之森震動致候而、町のハ薬王院ニ喧嘩ニ而も有之哉と欠付」と記されており、下宿組が異様な雰囲気にあったことがうかがえる。その後下宿組は取り締まりを実行し、上宿市日に市場外で商売をしていた上宿組の人間を摘発し過銭を徴収する。だが、これに怒った上宿組は寄合を行い、「上市之節下宿の終ニ致吟味事無之処ニ、今度過銭取候間、下市之節向後横宿・新河岸ヲ上宿の致吟味可申」と、今度はその報復として、下宿市日に、下宿の新開地であり、市場が開催される香取街道から外れたところにある横宿・新河岸での商売を取り締まることに決める。この横宿・新河岸は商慣行としては下宿組のそれに従っていたが、行政的には入会地であって三組の住民が混在していた。その結果、「権之丞（のちの下宿組名主、筆者注）持分借地ニ居候上宿支配之百姓店借」というように大屋は下宿組だが、自身は上宿組に属するというような「店借」が多く住んでいた。このように宝永期の市場出入は、新開地も「市場定」の適用範囲とするのかという新たな問題を抱えることになったのである。

また、こうした出入は市日の佐原村の市場機能を著しく悪化させることにもなった。

【史料5】

八月三日上市同八日之中市江、在々付出席候竹木薪等并島々参候者共、市場之外ニ而売買不罷成候由下宿申渡シ、繩張之内市場へ牛馬追込、市場之外へ置不申候故、市場殊ノ外込合候由、又十三之日ニハ、上宿ノ市場之外売買不罷成候由ニ而、竹木薪付候牛馬下宿へ押込、市外ニ不置故込合候而、在々之者共致難儀、市日ニハ不参之者も有之由

市日は、通常よりも大いに賑っていたのであろう。多くの物資、来客があった。当時の佐原村では市日には、下宿のみならず、新開地での取引が行われていた様子が上の引用からうかがえる。もはや市場だけでは対処しきれないほど佐原村の商業は発展していたのである。そのようななか「市場定」を徹底順守し、上宿組と下宿組の双方が市日の取引可能地域を「繩張」によって囲い込み、そこに物資・来客を押し込んだため、取引が困難になった。その結果、市日の佐原村を敬遠するものも出てくるようになったのである。

こうしたなか検見を訪れた新宿領主の家臣が、8月27日に調停に入り、「市場定」の順守と市日の市場監督のあり方を定めた書付を上宿組と下宿組の双方に下す。この新たな「定」は、これ以降「市場定」の違反者が不服を申し立て、訴訟を起こすことを禁じ、該当者は「所追放」を申しつける罰則を定めた。しかし、この「定」は、新開地の扱いについては触れておらず、この翌日の下宿市から再び新開地での商売をめぐる上宿組と下宿組の市改役人が対立する事態となる。そして、これ以降「市場定」違反があると、逐一上宿組が江戸の領主に通達するようになる。たとえば、「十月廿三日之市ニ下宿ニ而平左衛門・善四郎・清五郎・彦兵衛・太郎右衛門右五人売物致候間、過銭被申付候様ニと茂左衛門方へ上宿ノ断有之由、下宿ノ返事ニ致吟味、是可申遣と返事致候由、然ニ上宿之者共致断捨ニ、其日江戸へ罷登、興津伝之助様御屋敷へ訴状を以て願出候」という事態となる。この上宿組の通告で「市場定」違反を知った興津氏は、違反した商人5人のみならず、組頭4人、大屋2人を江戸に呼び寄せ、結局名主茂左衛門も含めて12名が「閉門」に処された。さらに、年末に領主興津氏は以下のような通達をし、それを認める証文の提出を惣百姓に求めた。

【史料6】

雲平殿ノ惣百姓へ被仰渡候ハ向後市破候ハ、当人は不及申ニ、大屋共ニ町並之屋敷被召放追放可被仰付由之証文仰付候ニ付、百姓共申候ハ、大切之証文ニ候間御免可被下候、店借り之かるき者共、大屋ニ恨有之者わざと市破り候而、大屋ニ身体為打候事も可有之候間、御証文之儀は幾重ニも御訴訟申上候、先規之通市破り候者共ハ壱貫文宛之過銭ニ而可被下旨達而御訴訟申上候由、権之丞申候ハ御屋敷ノ被仰出候儀不致候ハ、違背之科可有之由申候由、百姓申候ハ違背は不仕候迷惑成証文ニ候間、御訴訟申上候由ニ而、もめ合埒明不申候

度重なる「市破」に立腹した興津氏は、下宿組惣百姓に対し今後「市場定」の違反があった場合には、本人はもとより、大屋共々「追放」に処すこととし、それを受け入れる証文の提出を百姓側に求めた。これに百姓は猛反対し、証文の提出を拒否するが、権之丞ら下宿組の村役人層は「違背之科」を恐れ、受け入れを主張したため、百姓側から反発を受けることとなる。この結果、新宿の市場出入は、興津氏の新たな罰則規定を受け入れる村役人層と、断固拒絶する百姓の間の対立となり、混迷を深めていくのである。なお、『市場出入』には、それ以降の宝永4年から正徳2年までの市場出入、とりわけ下宿組の内部対立の様子が克明に記録されているが、それについては別の機会に論じることとする。

2-3 市場出入についての景利の考察

はじめに述べたように『市場出入』は、他の文書編纂物に比して、景利の感想や考察を述べた部分を見る機会が多い史料である。ここでは、そうした部分を手掛かりに市場出入に対する景利の考察を2つに分けて検討してみたい。

第一は、この市場出入が、幕府や領主の定めた規定、すなわち先規（「御加判」）の先々の経済活動に対する影響力の大きさについて景利が考えるきっかけとなったことである。『市場出入』で寛永20年の「市場定」を記したあと、景利は次のような注記をしている。

【史料7】

但此御加判ハ本宿と新宿市取合ニ付被成候御加判ニ而御座候所ニ、下宿百姓末代之難儀ニ罷成候、予相考ニ、惣而加判之事末々外之事之障リニ成候事世間ニ多有之候、末代之事ニ而候間、能々思慮有べき事也

景利の考察では、「市場定」の本来の目的は、寛永20年に新宿に対抗して新たな六斎市の開催を企てる本宿の動きを抑えることにあり、領主の定める規定を通じてそれまで慣例として行われていた六斎市の権利を保全することにあった。ところが、六斎市開設から百年、「市場定」制定から五十年近く経った元禄期に入り、下宿一带に常設店舗が並ぶようになると、「市場定」は常設店舗の市日の営業を禁ずる規定となり、「下宿百姓末代之難儀」という事態を招いた。この事例から景利は、「惣而加判之事末々外之事之障リニ成候事世間ニ多有之候、末代之事ニ而候間、能々思慮有べき事也」という考えを持つ。すなわち、先々のことを考えずに不用意に規定を定めると、別の経済活動の足かせとなり、係争につながると考えたのである。また、この考察部分からは、経済活動の枠組みを形作る主体は、先々の影響力や係争発生リスクなどを考慮する思慮深さを伴っていなければならない、という考えを読み取ることができる。そうした舵取りをする主体、すなわち村役人にとって過去の係争の経緯を調査・考察することは、今後起こりうる係争リスクを予測するうえで有効である

と景利は考えたのではなかろうか。景利が自身の文書編纂物の特筆すべき点として、「品々其落着之訳」を詳細に書き留めていることをあげているのは、こうした考えと結びついている。

第二に、景利が市場出入の根本的な原因として村役人の内面性を問題視していることに注目したい。次の引用は、『市場出入』の奥書にある彼の感想部分である。

【史料8】

経ニ曰、八万四千ノ煩惱ハ貪・嗔・痴ノ三毒ヲ以テ根本トスト有り、此出入ノ根元ヲ糺察ニ、貪欲ト侈ヨリ出タリ、貪ト侈ノ二ツニ闇サレ、慈悲心ナク、ナサケヲワスレテ本心ヲウシナフ、本心クラキカユヘニ、邪心ヲ生ス、故ニ邪法ヲ行ヒ、諸人ヲ苦シミ、其身モ亦苦シム

上の引用では、市場出入の根本原因である「^{おごり}侈」の主体が村役人であるとは述べられてはいないが、別の史料において景利は次のように記している。

【史料9】⁽¹¹⁾

世間の公事沙汰を考るに、多くハ欲心侈高ふりより出たり、子細ハ名主自分侈有之故其身を高上におもひ、自分と威勢有らん事をおもへ共、百姓それ程不随、依之しかりふすべ候而も不聞、自分の力に及ばざるゆへに地頭役人へ内証手入して其身はしらざるふりニ而糺明にあわす

「侈」という語は、一般的には「贅沢」というような物質的な高ぶりを意味するが、景利の場合には内面的な高ぶりが強調されている。すなわち、それは自分の優越性（「威勢」）を誇り、他人を蔑ろにして利用するような姿勢を意味した⁽¹²⁾。こうした「侈」を村役人が持つと、下層の百姓との間に大きな恨を生むことになるが、景利が問題視するのは、「威勢」を保つために「^{おご}侈」った村役人が領主に働きかけて、下層の百姓の不利益となる処置を企てることにあった。これが景利の考える公事沙汰に至るプロセスであるが、ここからは村役人の内面性が村全体の経済・風俗の善し悪しを決める大きな要因であるという考えを読み取ることができる。また、「地頭役人へ内証手入して其身はしらざるふりニ而糺明にあわす」という文言からは、領主の介入に対する好意的な印象をまったく感じない。むしろ、それは「侈」った村役人の「威勢」に拍車をかけるだけだと景利は感じたのである。

(11) 「古来ヨリ持伝候田畑条目 伊能氏中奥先祖書 五ヶ村御料私領諸証文所持所附」(享保5年)、香取市伊能忠敬記念館所蔵伊能三郎右衛門家文書、資料番号 387 (D1-12)。

(12) 景利は、教訓書『病家寂寞』(享保6年)で「侈」について次のように説明している。「私云、人上のならひ多ハ、他に先立ん事を思ひ、我か名を先に出して、人の名を後に云、是内心に侈有ゆへ礼をわすれてなり」(『病家寂寞』『千葉県の歴史』資料編近世5(下総1)、547頁、千葉県、2004年)。

こうした先規の持つ負の影響と、村役人の「侈」が組み合わされて、市場出入は激化したのだと景利は考えたのであるが、とりわけ彼が問題視するのが、「元禄四未年下宿之者共、先年両地頭市場御定書之御加判、上宿ニ所持仕候ヲ不存、懸公事致候訴状之文言之内ニ常店ニ而売物致候と書出シ候、是御相判之儀不存はまり候ゆへ負公事ニ成、重証文上宿へ渡末々迄不宜候事也」という点である。この引用を見ると、「市場定」という先規の存在を知らずに「懸公事」を企て、それを通じて市日の店舗営業の公認を得ようとした下宿組の側にも、また評定所の裁定によって全面的に主張が認められたことで「威勢」を張り、過度の取り締まりを行った上宿組の側にも、「侈」があったと景利は判断していたといえる⁽¹³⁾。双方の「侈」に共通するのは、幕府評定所という権威の力に頼ろうとする意識である。つまり、「侈」とは現実の場では、公権力の認可を振りかざして「威勢」を張る形で顕在化し、それが経済活動の場での係争の火種になっていると景利は考えたのである⁽¹⁴⁾。

それでは、旧来の六斎市という枠組みと、常設店舗営業という新たな経済活動の展開とがせめぎ合うなかで、景利はどのような経済のあり方を模索したのだろうか。それは村役人による村全体の利害に沿った形での調整というものであろう。そのために必要なことは、「市場定」をはじめとする過去の先規の調査を通じて旧来の枠組みを明確に理解することであり、元禄4年の下宿組の村役人のような対応は避けねばならなかった。もちろん、「此如之御加判御座候事、内記様御屋敷ニ而御存候方無之、下宿名主百姓も曾而不存」というように、元禄の出入の時点で下宿組では領主役人も含めて誰も「市場定」の存在を認識しておらず、また、景利が調査を進めるまでは、市場に関する証文は上宿組が独占的に保持している状態であった。しかし、だからといって景利は下宿組に同情しているわけではなく、それは「不宜候事」であると断ずるのである。

また、先規を熟知しているからといって、それを自己の営みや権利を幕府なり、領主なりに認可してもらうために利用することもあってはならなかった。「以来本宿ハ懸公事必可有捨候」といった文言が『市場出入』にあるように、「公事沙汰企てべからず⁽¹⁵⁾」というのが景利の信念であった。で

(13) そうした村役人批判は、過去の自身にも向けられる。景利は、元禄8(1695)年に、当時仁井宿組を支配していた佐倉藩に働きかけて、本宿側に六斎市を開催することを画策する。この出願は失敗したが、元禄13(1700)年に景利は、寛永20(1643)年に本宿組領主天方氏が上宿組領主近藤氏に宛てた書簡のなかに、本宿組百姓に市開催権を認めない趣旨の記載があることを発見する。このことを知った景利は、「但上宿ニ有之天方主馬様ハ近藤勘右衛門様へ之御状、亦近藤逢坂介様ハ近藤勘右衛門様へ之御状合式通有之御状之訳しかとその節ハ不存候故、御文言之訳茂勿論不存罷出候、其後近年ニ至、右之御状共写取申候、右御状之御分限文言を以て今考ニ、ケ様成訳不存事疎忽ニ願出候儀不可然候」と述べ、かつて領主が不認可を出していた市開催を願い出た過去の自身の判断を「疎忽」であると断じている。

(14) 河内国石川郡大ヶ塚村の河内屋可正も「末のみじかからん物の品々」の筆頭に、「御公儀様へ伺(候)公仕り、御意に叶ひたりとて威にはこる者」をあげて、百姓が「威」を借りることを戒めている(『河内屋可正旧記』第13巻、214頁、清文堂出版、1955年)。

(15) 『病家寂寞』、547頁。

は、『市場出入』をどのように活用すべきであると考えたのか。次の引用を見てみよう。

【史料 10】

此市公事之書物ハ前々手前ニ一切留書無之処ニ、我等数年心をくだし、所々ニ諸証文ヲ段々写取、近年ニ至漸写取極メ如斯一冊ニ致清書置候、此之帳ニ記候外ニ証文有之間敷と被相考候、尤此帳他見可為仕書物にあらず、用事之節ハ密に可披見、勿論無紛失様ニ大切ニ可仕候為後代寄集一冊ニ仕置者也

『市場出入』は普段は秘しておき、「用事之節」に参照すべき資料であると述べており、係争調停の際に依拠すべきものとして位置付けられていることがわかる。こうした先規をどのように調停の際に用いるべきと考えていたかが問題となるが、景利はそれについては直截に語っていない。しかし、考えることとして、先規を守りつつ、それが恣意的に拡大解釈されるのを防ぐことで、新たな営みとの間に折り合いをつける方向を目指したのではないか。

たとえば、元禄期の商業発展に伴って、下宿のみならず市場権を持っていない本宿側にも常設店舗が形成されるようになる。それを受けて、この本宿の常設店舗に対しても、上宿組は市日の店舗営業停止を要求し、商品押収未遂事件が発生する。そこで景利は、上宿組名主たちが所持する証文等の調査を通じて、本宿組領主天方氏から上宿組領主近藤氏への寛永 20 (1643) 年の書状を発見し、その考証から本宿は佐原村六斎市とは一切無関係であり、「市場定」の適用範囲外であることを明らかにする。そして、「天方主馬様近藤逢坂介様近藤勘右衛門様へ被遣候御状之趣ニ而は、以来本宿市場ニ成候事難成様子ニ相聞へ候間、其心得可有候、又只今之通ニ而候得者、市場ニ而無之候共、不苦商売仕候事、前ニ記候通り上宿之者共ニ売物とられ不申候様ニ常々相心得候か肝要也」と述べる。相手の「威勢」に対して、「威勢」を以て対応するのではなく、先規の分析を通じて冷静な対応をすることで折り合いはつけられると景利は考えたのである。

さらに、先規の適用範囲を決めるうえで景利には考慮すべきもう 1 つの重要な点があった。それが【史料 8】にあるこの出入の当事者たちが失っていた「慈悲心」⁽¹⁶⁾「ナサケ」である。それでは、市場出入で「慈悲心」⁽¹⁶⁾「ナサケ」をかける対象とは誰だったのか。それに関して、宝永の市場出入に際して、新開地である新河岸で商売をしていた上宿組組頭治郎兵衛の店借で零細商人の酔屋善兵衛から以下のような聞き取りを景利が行っていたことが興味深い。

(16) 教訓書『病家寂寞』には「召仕の者共ニ情を掛可申候」(550 頁)とあるように、「慈悲心」⁽¹⁶⁾「ナサケ」は、目下のものや貧しいものへの物質的な援助を含めた共感・同情というように景利に理解されていた。

【史料 11】

右之内、上宿組頭治郎兵衛借地ニ居候酢屋善兵衛申候ハ、十三日廿八日下市ハ先年ハ河岸通りニ而商売仕来候儀偽無之候間、其通之口書下宿へ相渡申候、尤其節私ハ留守ニ而名代ニ而印判致候得共、先年ハ商売致候儀紛無之候、殊ニ一組のなさけも無之上市中市之節ハ商売不為致、少之もの売候而も過錢御取被成候、下市ニ而商売致、妻子はこくみ罷有候、あやまり証文罷成間敷由申候由、依之大屋上宿組頭治郎兵衛方ハ店押立候由

酢屋善兵衛は、上宿中宿で市が開催されている時は商売を自粛し、下宿市開催時に河岸通りで細々と商売を行っていた。商慣行としては下宿に合わせていたが、支配的には上宿組に属し上宿組組頭治郎兵衛の借地に住む、佐原村ではマージナルな存在であった。宝永3年8月、上宿組が横宿・新河岸の取り締まりを行うに先立って、下宿組名主組頭は横宿・新河岸で活動する商人を呼び寄せ、下宿市日に以前よりこの新開地でも商売をしていたか否かの確認をとり、証拠として「口上書」を提出させる。酢屋善兵衛もその一人であった。だが、彼は上宿組支配の人間であるため、「口上書」を下宿組に提出した事実が上宿組側に発覚すると、上宿組名主組頭より「市之儀ニ付、下宿へ連判相渡候段不調法至極仕あやまり候間、此上如何様ニ被仰付候共少し御恨申上間敷」という文言の「あやまり証文」の提出を命ぜられた。しかし、酢屋善兵衛はこの提出を拒否したため、治郎兵衛の借地から追い出されることになった。景利がこの酢屋善兵衛の聞き取りを取り上げた理由は、直截には述べられてはいないが、おそらくは彼に対する同情からであろう。と同時に、こうした零細な商人の生活を左右する重要な証文の提出を安易に命ずる上宿組・下宿組双方の村役人に対する憤慨の気持ちをうかがうことができる。

横宿・新河岸といった新開地における商業活動は、おそらく「市場定」制定の寛永期には想定されるものではなかっただろう。こうした先規の適用範囲に入るのか否か判断しがたい活動は、この時期の経済活動の場にそれなりにあったのではないだろうか。そして、そこには酢屋善兵衛のような零細な営みがあった。「妻子」のためにそうした空間で行われる営みを杓子定規に禁ずるのではなく、明白な先規違反でない限りそれを許容する、そのような姿勢を景利は村役人に期待したのではなかろうか。

2-4 小括

『市場出入』の考察内容をまとめると次のようにならうか。景利にとって円滑な村民の経済活動を保証するうえで必要なことは、過去の先規に精通し、それがいかなる理由で生まれ、そしてその適用範囲がどこまでかを史実に裏付ける形で熟知しておくことであった。それが既存の先規と新たな経済の営みの間に生じた摩擦を、公権力に頼ることなく村落社会の枠内で解決できる方策だと考えたのである。そのうえで、重要なかじ取りをするのが村役人であると景利は考えていた。また、村役

人には先規の熟知と、それを適切に扱う能力が求められるのと同時に、「侈」や「威勢」を抑え、ある程度の「慈悲心」を持った内面性も陶冶しなければならなかった。「能々相考障無之様ニ」とか、「越度ニならざる様に勤弁可有之事也」というように、問題発生時に村役人の思慮深い判断力を求めたのも、先規と自己の内面性に基づく判断のバランスが大切であると景利が考えたからにはほかならない。

ところで、近世初期からの市場の歴史を辿るなかで、経済の実態やそこに関わる人々が大きく変化してきたことを景利は実感したに違いない⁽¹⁷⁾。と同時に、そのなかで唯一変化しないもの、それが紙に書かれた先規であるという印象を抱いたのではなかろうか。だが、古い時代に定められた先規を墨守することには当然疑問や抵抗があっただろう。先規はそれとして守りながらも、新しい経済状況に対応していくことを模索するところに景利の村役人としての苦悩があった。祖法順守は幕藩体制の根幹であり、公事となれば時代遅れとなった先規が適用される⁽¹⁸⁾。それゆえに、公事を避け、先規を何らかの形で尊重しながらも、新たな経済状況に対応していく力量を村役人に求めたのである。さらに、先規は扱いを間違えれば経済主体の間に恨を生じさせ公事出入の要因となりうるが、同時に円滑な方向へと村民全体の経済活動を導くうえで出発点となるものと景利は考えたのではなかろうか。「末々外之事之障り」になるというように、先規が経済活動の足かせとなる危険性を理解する一方で、景利は青年期から晩年に至るまで、暇を見ては先規の調査に情熱を注いだ⁽¹⁹⁾。このような姿勢からは、景利の先規に対するアンビバレントな意識を読み取ることができると筆者は考える。

3. 享保期幕府地方政策の展開をめぐる景利の模索

3-1 享保 8~10 年の幕府地方政策の展開と景利の「覚書」

『部冊帳』後巻は、正徳 5 年~享保 10 年の間に主に幕府より発給された通達文書を中心に構成さ

(17) 景利は天正 8 (1580) 年の六斎市の開催を実施した 3 人の人物、「壱岐」「郷左衛門」「与五右衛門」を調査し、そのうち「壱岐」は伊能三郎右衛門家の初代であり、隠居の際に新宿に移り市を立て、その後の茂左衛門家の礎を築くが、その他 2 人の家については、「中奥不仕合」によって市場が開催される表通り(香取街道)を離れることになったことを考証している。また、「但右三人之者市取立候ニ付、先年ハ上市中市下市ノ節、何れ之所へ成共蕙敷、中見世取見世賃三人共ニ取候由之所ニ、中奥自然と止、蕙敷中見せ取申事相止候」というように、当初は市立ての 3 人は市全体で商人を差配し、「見世賃」を取るなどの特別な立場にあったが、次第にそうした特権がなくなり、屋敷持主体の市に変化していくという歴史の流れも理解していた。

(18) 元禄 4 年の市場出入に際し、評定所の下した裁定について次のように『市場出入』には記されている。「其節町御奉行北条安房守様御意被成候ハ、地頭相判を相背不屈ニ候間牢舎可被仰付候旨被仰候」。

(19) 景利の文書調査については、田口英明「伊能景利の自己認識と村役人像——享保期在町村役人における「治者」意識の形成」を参照。また、景利は最重要な文書を、収蔵されている家ごとにリスト化し、先祖伝来の田畑と同様の文化資産とみなしていた。

れているが、同時代の記録であるために、景利の考証部分や考察部分がほとんどない。天正期から正徳4年までを扱った『部冊帳』前巻には「下総国香取郡佐原村古来ヨリ留書」という副題がついており、歴史書の様相が与えられているのに対し、後巻は毎年編纂される公用留日記と位置付けられていたようである。

そうした『部冊帳』後巻のなかで、例外的に景利の考えが述べられている箇所がある。それが、第22巻収録の佐原村新田の川除普請の経緯について述べた「覚書」と、第23巻収録の佐原村新田の年貢率に関する幕府役人との想定問答を記した「覚書」である。本節はこの「覚書」を基本史料として、広域的・一元的な支配政策を展開する幕府（役人）に対して景利がどのように地域の事情を示し、調整をはかることが望ましいと考えたのかという問題を検討してみたい。だが、本題に入る前に、なぜ景利が死期を自覚した最晩年のこの時期に「覚書」を書いたのか、その背景について簡単に考えてみよう。

まず、川除普請について。元禄期に始まった広域的な川除普請政策は、享保期に見直しが行われる。大谷貞夫氏によると、幕府勘定所は、増加の一途を辿る普請費用の削減、より広域的な管理・負担体制の確立を目指して改革を行う。⁽²⁰⁾たとえば、享保9（1724）年川除普請の設計を担当する「普請役」が設置され、翌10年にはそれまでの川除奉行に代わって新たに江戸川・鬼怒川・小貝川・下利根川の関東四川の普請を広域的に管理する「四川奉行」が設置される。ただし、「四川奉行」は早くも享保16年に廃止されるように、広域管理をめぐるには幕府勘定所のなかでも実効性のある方策を打ち出せずにいた。「覚書」はこうした改革の前年に書かれたものであるが、それは幕府と同様に、在地社会の側でもそれまでの広域政策の問題点が認識されていたことの表れと見てよいだろう。

次に、佐原村新田の年貢率についての「覚書」は、享保7（1722）年より始まっていた定免制が、9年になって佐原村でも実施する運びになったことが背景にあった。戦国末期から近世初期に佐原村の北東に広がる香取海の沖積洲島の開発によって成立した新田は、菊地利夫氏の研究によると、享保期に入り連年のごとく水害と稲作水腐に見舞われた。⁽²¹⁾景利の存命中の享保6年と8年には大きな水害が発生し、この2年は年貢が免除され、享保7年には復旧・救恤のための「御救普請」が実施されている。享保6年2月に作成された新田の村鑑明細帳には、⁽²²⁾「田畑質入直段之義水損場故過半直段下直ニ御座候」とあるように資産価値は低く、その生産性も低いうえに「右田畑取石之儀御新田故、或水腐又ハ潮のさし引も御座候而不作仕候、年ニより皆損仕、書上仕候より過半相違ニ出申候得共、大概豊年ノ積り如此」と不安定であった。このようななかで佐原村新田の定免を設定する際に幕府役人との交渉に臨む村役人のためにこの「覚書」は書かれたのである。

(20) 大谷貞夫『近世日本治水史の研究』、51～84頁、雄山閣出版、1986年。

(21) 菊地利夫「隠遁武士請負新田としての新嶋領十六嶋新田について」『人文地理』第4巻3号、184～197頁、1952年7月。

(22) 『部冊帳』第20巻（享保6年）、『佐原市史』資料編別編3、18～23頁、佐原市、1998年。

以上のような享保期の幕府の諸改革が在地社会で実施されていくなか、死期の近づいた景利は何を考えたのであろうか。この点を掘り下げて考察していこう。

3-2 享保8年の「覚書」に見る川除普請政策をめぐる景利の認識と模索

佐原村新田村鑑明細帳には、「一堤長八千七百式拾五間、高踏六尺、鋪四間」と川除堤に関する記載がある。それに続いて「右ハ利根川川除岩ヶ崎・佐原・篠原・津宮・大倉五ヶ村御田地かこいにて御普請所ニ御座候、川除御奉行様へ奉願毎年御普請被仰付候⁽²³⁾」とあるように、川除奉行に願書を出し、その査定のうえで毎年「御普請」をしていると述べている。この新田の川除普請に関して、景利は以下のような「覚書」を書いている。

⁽²⁴⁾ 【史料 12】

覚書

御料所川除御普請之儀、先年ハ村切之御普請ニ而、御支配之御代官様へ願上、入用之杭木ハ御林ニ而被下、竹萱木ハ御買上ニ而、人足御扶持方は一日壺人ニ米五合宛之積り被下、一村切之田地囲普請仕、他村へ人足被引候儀も無之、又他村より人足引候儀も無之候故、毎年普請ハ不在五年七年或ハ十年ニ一度程宛普請致候故、御公儀様御入用もすくなく百姓村入用も左已懸り不申候所ニ、中奥川除御奉行出来候而、村々御普請組合ニ被仰付候故、御普請願不仕候得ハ、二三里有之他村迄も引人足被仰付百姓難儀仕候間、相延シ候而能場所も村々ニ而毎年御普請願仕候、依之先年と違、休閒なく村々ニ毎年御普請有之、年増ニ御普請所多罷成、御公儀様御入用も多懸り候ニ付段々御吟味有之、直竹ハ前度より百姓役仰付、其後九尺より短き杭木ハ百姓役ニ被仰付、御扶持米被下候儀も御止ニ罷成候上ニ、…(中略)…依之先年と違、他村之御普請入用之分村々より出し村入用段々多罷成候事、…(中略)…元禄十四巳年川通へ右手代衆六人下役十式人御普請所改ニ被廻村々御普請組合ニ被仰付候、依之所々へ引人足被仰付候、遠方へ被引候節ハ、一日之御用往還三日宛懸り百姓難儀仕、其村并近村之者共へ人足賃金渡シ仕候故、百姓臨時之入用かかり申候、…(中略)…村々難儀ニ存候得共、壺人立候而御訴訟可仕事ニも無之人並ニ仕罷有候

この「覚書」を見ると、下利根川通の普請政策は元禄 14～15 (1701～02) 年に大きな画期があったと景利が考えていたことがわかる。すなわち、元禄 14 年以前は、普請を行う主体は村であり、村ごと(「村切」)に自村に接する川除の普請を代官に願ひ上げ、そして幕府からは資材が供出され、扶

(23) 『部冊帳』第 20 巻、23 頁。

(24) 『部冊帳』第 22 巻(享保 8 年)、『佐原市史』資料編別編 3、251～252 頁、佐原市、1998 年。

持米の支給もあった。また、村ごとであるため、他村との間に人足のやりとりはなく、「御普請」も毎年は実施されないため、幕府、村双方にとって負担が少なかった。以上のように「先年」の状況をまとめている。

ところが、元禄 14 (1701) 年に川除奉行が設置され、それまでの「村切」で出願・実施していた「御普請」が、支配関係にかかわらず川除奉行の管理下に置かれることとなった。この点につき、元禄 14～15 年の『部冊帳』によって補足を加えると、元禄 15 年 2 月に勘定奉行 4 名によって「常陸国下総国利根川通御料私領当午年春堤川除普請之儀、前々組合之村ニ無構、今年より川通高割ヲ以申付候、なよ竹は村役ニ為出之候間平岡三郎右衛門諸星内蔵助兩人より相触次第少しも無滞急度可出之者也⁽²⁵⁾」という通達が来る。同年から、川通りの村々の石高に応じて人足を徴発し、それを川除奉行（平岡三郎右衛門・諸星内蔵助）が川通りのそれぞれの普請場に差配する制度が始まったのである。この制度は、宝永・正徳期の多少の制度変更を経て享保期に至るが、そのために「百姓」が「難儀」していると景利は考える。それは人足徴用の問題であり、自村の「御普請場」を出願しない場合には、「二三里有之他村」の普請に徴用され、さらに遠方の場合には 3 日を要するためやむなく人足賃を支払って別の人を雇うことになり、百姓の大きな負担になっているというものである。この「引人足」問題を回避するため、各村は、普請の必要のない箇所も毎年「御普請」として願い上げるようになった。その結果、幕府支出は多くなり、村が負担する資材も増え、扶持米の支給も止まってしまったと振り返っている。

ところで、この普請費用負担・普請件数の増加につながった「引人足」の問題は、どのような経緯を以て利根川通で始まったのであろうか。この点を簡単に確認してみよう。

利根川通で広域的に人足を徴用して幕府が川除普請を実施したのは、『部冊帳』によると貞享 5 (1688) 年のことであった。すなわち、「右之通今度鍋子新田御普請、高割ニ而引人足被仰付、相勤、他村へ引人足ニ罷出事此年より始ル⁽²⁶⁾」とあるように、鍋子新田（千葉県印旛郡栄町）の開発に伴うものであり、支配関係にかかわらず下利根川流域の村々から人足が徴発された。しかし、その後「引人足」に関連する記事は元禄 10 (1697) 年 3 月の代官岡田五右衛門から佐原、岩ヶ崎、篠原村への以下の通達まで確認できない。

⁽²⁷⁾
【史料 13】

一其村当春御普請人足之儀、新川通新御普請上須田新田前へ出シ可被申候、尤右御普請之訳并
丁場等相渡シ可申候間、組頭一兩人宛明日釜井村迄可被差越候、以上
三月十一日
大沢谷右衛門印

(25) 『部冊帳』第 5 卷（正徳 4 年）、『佐原市史』資料編別編 1、246 頁、佐原市、1996 年。

(26) 『部冊帳』第 3 卷（正徳 4 年）、『佐原市史』資料編別編 1、115 頁、佐原市、1996 年。

(27) 『部冊帳』第 4 卷（正徳 4 年）、『佐原市史』資料編別編 1、162 頁、佐原市、1996 年。

上須田村（茨城県稲敷市）周辺の「新川通新堤三千間」の「御普請」に際して、三ヶ村に対して担当の普請場が割り当てられることとなった。これに対する三ヶ村の反応は次のようなものであったと景利は回想している。

⁽²⁸⁾
【史料 14】

脇川より結佐迄新川通新堤三千間、当春御普請、岡田五右衛門様守谷助次郎様御立合ニ而被仰付候、爰許三ヶ村自普請大分有之処ニ、前度右新川通御普請之御目論見之様子曾而不存罷有候処ニ右御廻状參、皆々驚入寄合附候而、自普請訳当月廿日迄如何様之儀有之共急度仕立可申段何も致加判願書相認、佐原長兵衛篠原十兵衛、助次郎様手代吉村平内殿被居候羽根野村へ罷越、三ヶ村大分之自普請御座候処ニ、今度上須田前へ引人足被仰付何共迷惑仕候、百姓自普請之儀候間違前度不願上候、上須田へ引人足御赦免被成、我々田地困之自普請仕候様被仰付可被下候、段々願上候処平内殿被仰候は、自普請申立ニ難成候、最早御普請人足仕組候間不罷成候由、縦江戸迄訴訟ニ罷出候而も不叶事ニ候間、普請人足可出旨被仰付、無是悲罷帰候

代官より上須田村への普請派遣を不意に命ぜられた三ヶ村は動揺し、代官の手代に対して、三ヶ村の普請場の大部分は「自普請」によるものであり、したがって他村への「引人足」を命ぜられる理由はなく、迷惑であり、免除してもらいたいと回答する。そして、自分たちの川除普請に専従できるようにと嘆願するが、却下され、やむなく「引人足」を受け入れることとなった。

興味深いこととして、同年 12 月に三ヶ村は、従来まで「自普請」であった三ヶ村の普請場を「御普請場」として認可してもらうために願書を提出する。この願書提出の際の三ヶ村の思惑について景利は次のように記している。

⁽²⁹⁾
【史料 15】

右願書ハ御手代不留川兵八殿佐原村泊ニ而差上願申候、御料地川除堤此節迄ハ百性自普請ニ毎年致来候所、何も相談ニ自普請申立ニ不成、他村へ引人足被仰付候間、御公儀御普請ニ願上可然旨相談相究願上候ニ付、此節より御公儀御普請ニ成、来寅春中須田近所之村々引人足ニ而御普請被遊被下候、尤此節より人足御扶持方被下候事

川除普請は「村切」（佐原村新田の場合は三ヶ村共同）で管理・実施するというこれまでの慣行は、

(28) 同上。

(29) 『部冊帳』第 4 卷、176 頁。

川除奉行・御普請組合の成立に先立つ元禄10年頃に崩れつつあり、幕府の命令によって他村の「御普請場」に「引人足」が徴発される懸念が高まった。こうしたなかで三ヶ村は対抗措置として、自らも「御普請場」の出願をし、逆に他村からの「引人足」を活用しようと考えたのである。ここからは、利根川という大河川の一元的管理をもくろむ幕府と、他村への「引人足」を回避し、他村からの「引人足」を利用しようとする地域の思惑が水面下で揺れ動いていたことがうかがえる。このように広域的な普請政策には、必然的に「引人足」の問題が発生し、それを回避するために自村の「御普請」を毎年出願するのは、長期的に見れば全体の負担を増加させることにつながるとはいえやむを得ないことだ、と景利は自らの名主経験に照らして考えたのであろう。この「引人足」問題に対する認識のギャップが幕府と在地社会の間に生じ、普請の現場では実態と政策との齟齬を調整していかななくてはならない状況にあったと考えられる。だが、その調整を村の負担増加にならないように円滑に行うのは困難なことであった。

このように元禄期に制度化された川除奉行と御普請組合は、川除普請行政の広域化・一元化を目指すものであったが、享保期に至り幕府・百姓の双方にとって負担の大きなものとなり、改善が必要であると景利は考えたのである。しかも、それに前後して「当卯ノ春より川除御奉行御止ニ罷成、松平九郎左衛門様小宮山森之進様野田三郎左衛門様御三人へ御支配切ニ御普請所被仰付候⁽³⁰⁾」というように、享保8年に川除奉行が廃止となるという制度変更があった。今後もさらなる抜本的な制度改革が行われる予感が景利のなかにあったのかもしれない。だが、「覚書」で「老人立候而御訴訟可仕事ニも無之人並ニ仕罷有候」と述べるように、今後の川除普請のあり方について方向性のある見通しを持つことができず、「人並」のままているのだと述べている。

景利は、基本的には川除普請は「村切」で行うのが良いと思っていたはずである。宝永2(1705)年に、関東地方で初めて実施された大規模な大名手伝普請の際、当時新田の年番名主であった景利は、佐原村周辺の普請場を575両余りで入札し、請負人となる。景利は、その入札の動機について「今年は御料所年番ニ而候得は、御用之度々罷出申事ニ御座候、他之請負にかゝり候ハ、手代衆へ申込かすめられ候事も可有事、殊ニ所之百姓ニ日雇賃とらせ候ためニも能々旨致了簡、入札思立候⁽³¹⁾」と述べているが、他地域の請負人による普請では、地元の実情や要望ではなく、他地域の人間の利益が優先される方向に幕府役人が傾いてしまうと考えている点に注意したい。その意味で地元の人間の手による普請が理想であった。だが、大河川の「落口」にある「長八千七百弍拾五間」の川除を在地社会の費用負担だけで維持するには困難を伴うと景利は考えていたのではなかろうか。このように利根川通川除普請は最晩年になっても景利が模索し続ける難しい問題だったのである。⁽³²⁾

(30) 『部冊帳』第22巻、253頁。

(31) 「宝永二乙酉年日帳」(宝永2年)朝霞市伊能淳氏文書。本稿では、伊能忠敬記念館所蔵の写真帳を用いた。

3-3 享保9年の「覚書」と佐原村新田に関する景利の歴史観

享保9(1724)年、佐原村に過去5ヶ年の年貢収量の調査に関する通達があり、定免制による年貢納入が行われることになった。こうした状況のなか、景利は以下のような「覚書」を記す。

⁽³³⁾ 【史料16】

覚書 以来御尋之節答可申訳有増書付置

一御尋ニ、佐原村新田御取ヶ之儀、世間ニ無之下免ニ而有之候、尤永引高等有之候得共、夫共ニ有高へ平均候而も下免ニ相見江候、如何様之訳ニ而下免ニ而候哉
一答言、佐原村新田之儀、年々御検見引方有之ニ付下免ニ相見へ申候、子細ハ元来水付之田地ニ而、先年ハ新嶋村々同前之内検地ニ而御見取場ニ而御座候処ニ、中奥百姓中間出入ニ而、御公儀様より御検地入候節、百姓存寄ニハ高石ニハ不罷成御見取場ニ而候加と存候処ニ、御検地之衆位付被成候故、不定地へ位付請高石ニ罷成候儀、百姓永々難儀ニ御座候段様々御訴訟申上候得共、不相叶、高石ニ罷成候、利根川末嶋田ニ而、取分佐原岩ヶ崎田地ハ利根川ハ不及申、其外所々之川々落口之水当リニ而大分川欠ニ罷成候、然ニ不断は田地より川水ひくき用水かかり不申、銚子より汐之差引ニ而真水を押し返し候ヲ用水ニ仕候、…(中略)…世間水損無之年も込上ヶ水ニ而水損仕、又は潮くさりニ罷成満作ニ収納仕候年無御座候、右之訳ニ而、年々引方多有之ニ付、下免ニは相見へ候得共、百姓ハ困窮仕候、其訳ハ佐原村之儀町並家居大体ニ相見へ候得共、此等は百姓ニ而無御座候、上方之商人共借地ニ仕其者共普請仕商売仕候、百姓之儀は裏家にかがみ候而暮し兼申候、此段ハ近村ニ而御尋候得は儘ニ相知れ申候、勿論二年三年ニ一度宛之満水仕候故、其節ハ種夫食等うしない種買調夫食借用を以取続候故、縦ハ壹年計満作仕候而も跡引ニ罷成、ゆたか成事無御座候、前記候通り世間満作之年もさわり無之収納仕候無之場所ニ而、年々引方有之土地ニ而御座候

佐原村新田の年貢率が「世間ニ無之下免」である理由として、利根川の「落口之水当り」であるため水害に見舞われやすいことに加え、平時には河川が田地より低位にあるため用水を引きづらく、満潮時を利用して田に水を入れているという水郷地帯特有の田地形態をあげている。また、世間で水損のない年でも「込上ヶ水」によって水損を被り、また塩害も重なるという特殊な環境にあった。だが、このような耕地であるため本来ならば「御見取場」であるべきはずなのに、延宝6(1678)年

(32) 景利が「覚書」を書いた翌年の享保9年に、佐原村は篠原村・津宮村・大倉村・岩ヶ崎村と連名で、御普請組合からの離脱を二度にわたって願い出ていることが『部冊帳』から確認できる(『部冊帳』第23巻、(享保10年)、『佐原市史』資料編別編3、275、306頁、佐原市、1998年)。この願いは幕府に取り合ってもらえなかったが、幕府の管理を離れ、再び「自普請」に回帰しようとする享保期の村役人たちの思惑と幕府役人との駆け引きを景利は認識していた。ただし、この動きに対する彼の見解はない。

(33) 『部冊帳』第23巻、306～307頁。

の検地で石盛が付され、石高が設定された。佐原村の石盛は新田にしては高く、その生産力に比して1,715石余りの石高は過重なものであり、したがって毎年相応の減免が行われるのは当然であると景利は考えたのである。

このように佐原村新田の特殊性を考えるうえで、景利が重要視したのが延宝検地であった。そこで「覚書」の考察に入る前に、佐原村新田の形成から延宝検地までの経緯について、『部冊帳』を用いて考察された酒井右二氏の研究によりながら紹介したい。⁽³⁴⁾

香取海の沖積洲島の開発によって形成された地域は「新嶋」と呼ばれた。その開発は、旧江戸崎城主土岐氏の家臣であった土豪によって始められ、天正19(1591)年から寛永17(1640)年までの間に新嶋領十六島新田村が形成された。しかしこの間、「根郷」と呼ばれた佐原村などの香取海南岸村落も新洲島への進出を開始したため、洲島の野場の用益や洲島の開発権をめぐる新嶋新田側と根郷側との対立が慶長末期から寛文初期まで続くことになった。

慶長13(1608)年に始まった佐原村・篠原村・津宮村の根郷三ヶ村と新嶋新田村の係争は、元和3(1617)年、常陸・下総の国界検地として、幕府大番頭と代官が出向した際に、根郷・新嶋の論所を検分し、野場の引き分けが行われ、決着がついた。この係争の当初、根郷三ヶ村は新嶋領の代官の内意を得て、係争中の野場の新開百町歩(以下「定納地」)を請負、その代わりとして年貢米千俵を定納することを申し入れ、承認される。酒井氏によれば、この申し出は、野場保有の既成事実を作ることによって、係争を有利に進めることを意図するものであり、結果的に根郷側は元和3年に「定納地」に179町歩の附属する野場を確保することができた。しかし、三ヶ村だけでは新開田地百町歩の請負と定納年貢を賄いきれず、香取海対岸の常陸国板久村・牛堀村に50町歩を内請し、残り50町歩について三ヶ村は両隣にある岩ヶ崎村・大倉村を加え、ここに百町歩の「定納地」開拓の請負と、それに付随する「定納地」野場の所持権を持つ根郷五ヶ村組合が結成されることになった。

その後、明暦から寛文2(1662)年にかけて、再度新嶋新田村との間で境界係争が発生するが、そのなかで根郷五ヶ村組合は、明暦元(1655)年に、旧来の海・川・野場の共同利用慣行を成文化させ結束を強化し、元和3年の野場の引き分けを根拠に新嶋との係争に勝利した。そして、新嶋側から確保した田地について、割替原則を定め、経済活動に関わる共同体的機能を拡大させていった。このような根郷村落の再生産に不可欠な海・川・野場の共同利用の慣行を維持するとともに、その權益を対外的(对新嶋, 对幕府)に主張するところに五ヶ村組合の存在意義があった。

延宝期に入り、この「定納地」と「定納地野場」が幕府の検地を受けることになる。その経緯については、延宝2(1674)年に、幕府代官が「新嶋・根郷田地惣而猥ニ可有之候間、委細内繩ニ而相改書上候様ニ」⁽³⁵⁾と通達し、根郷五ヶ村に内検地をするように命じた。これに対して、根郷五ヶ村は

(34) 酒井右二「近世前期下総における組合村と検地——下利根川流域根郷五ヶ村組合を事例として」『歴史地理学』第121号、1～16頁、1983年6月。

(35) 『部冊帳』第2巻(正徳4年)、『佐原市史』資料編別編1、81頁、佐原市、1996年。

内検地の免除を申し出たが受け入れられず、延宝2年に新嶋領の村々とともに内検地を実施する運びとなった。もっとも酒井氏が指摘するように、根郷五ヶ村の対応は消極的なものであり、内検地による新開地の打出し面積は、延宝6年の幕府役人による検地のそれと比べて極めて過少なものであった。また、内検地のあとも、「定納地」および「定納地野場」に対する根郷五ヶ村組合の共同的所持権は消失せず、幕府の土地把握を貫徹させず、自主裁量を維持することができた。

ところが、延宝5年に入り、上宿組名主七右衛門が内検地の際に見落としがあったと指摘し、「只今迄御米八拾俵余差上候所、此度式百式表上納可仕由⁽³⁶⁾」と奉行所に注進した。この注進に対して、佐原村・篠原村・津宮村の名主6名が江戸に上り、七右衛門の注進の内容を把握しようとした。しかし、代官手代衆から注進の詳細を聞き出すことができず、相談のうえで、七右衛門の注進に対処するためには代官による検地を願い出る以外にはないと判断したのである。その間の名主たちの思惑について、景利は次のように書いている。

⁽³⁷⁾
【史料 17】

寅年内検地被仰付改上候以来、干場出来、百姓持地ニ高下御座候間、御公儀様御検地ニ被成被下候様ニ願可然候、然共注進人ハ新須斗申上候間、定納・本田ハ除可申候哉と相談申候へ共、左候ハ、又々七右衛門、定納・本田も百姓繩ニ而高下有之旨、御注進申候へ者、又々迷惑ニも罷成候間、次而ニ定納・本田・新須共ニ不殘御検地願可然旨、相談相極、絵図訴状相認、助次郎様へ罷出候

七右衛門との対立が新洲（「干場」）の所持権にあるがゆえに、三ヶ村は新洲のみの検地に限定しなかったが、七右衛門の注進内容がわからないために、大事をとって新嶋全体の検地を願い出た。酒井氏は、この係争を通じて、延宝2年の内検地の際に打ち出ししなかった田地在りが発覚する事態が生じ、代官からその不当性を指摘されることを恐れた結果、三ヶ村の名主は一切を支配者側の手による検地に委ねざるを得なかったのであろうと推察している。そして、翌年の検地の結果、たとえば、佐原村新嶋領の田畑の総反高は231町7反余とされたが、これは内検地の総反高の2倍以上のものであった。また、上田1石1斗、中田9斗、下田7斗、下々田5斗と新田にしては高い石盛が付され、1,715石5斗という石高が設定された⁽³⁸⁾。実際の年貢納入量も、延宝6年の検地を機に2~4倍の増徴となった。さらに、この検地では田畑以外の野場なども「蒲地」として把握され、一村ごとの境界が立つことで従来の「定納地野場」は解消された。これにより根郷五ヶ村はそれまで組合として持っていた共同的所持権と、野場に対する自主的な裁量権を失うことになったのである。

(36) 『部冊帳』第2巻（正徳4年）、87頁。

(37) 同上。

(38) 『部冊帳』第9巻（正徳4年）、『佐原市史』資料編別編1、454~459頁、佐原市、1996年。

以上、酒井氏の研究によりながら佐原村新田の延宝検地の経緯を紹介した。これを踏まえて【史料 16】を2つの点から考察してみたい。

第一は、「百姓中間出入」、すなわち延宝5（1677）年の七右衛門の注進に端を発する係争が幕府の介入を招き、検地の原因になったという景利の見方である。第2節で明らかにしたように、景利は公権力を利用して企てをすることを「侈」とみなした。その立場からすれば七右衛門の注進は「侈」であり、幕府の介入を招いた点で非難の対象となるものであった。もっとも、佐原村新田の検地が行われた寛文・延宝期（1661～1681）には幕府の農政を担う勘定所の機能が整備され、一元的な体制のもとで総検地が行われた。その結果、小農を主体とする近世村落構造に即応した徹底的な土地把握がなされた⁽³⁹⁾。新嶋一帯の検地もこうした時代の流れのなかにあり、七右衛門の一件がなくても検地が不可避であったことは景利も認識していただろう。だが、時代の流れとは別に、景利の意識のうえでは、この注進一件が検地を招き、高い石盛設定と年貢増徴につながる契機であったと理解されたのである。

佐原村新田におけるこうした幕府への注進・請願はそれ以降も見られ、元禄2（1689）年には、先の七右衛門が「御検見之節御代官守屋助次郎様へ向洲林七右衛門罷出奉願候は、向洲新田本村と引分ヶ別村ニ仕度⁽⁴⁰⁾」というように、新田を独立させ別村にする請願を行う。これは取り上げられることはなかったが、これに驚いた本宿組三郎右衛門（景利の父景知）などの他の名主は、急いで新田に進出した自組の百姓に対して佐原村から独立する意思がない旨の手形を提出させている。このような注進・請願を防ぐうえで、新田の權益に対する由来とその史料を十全に把握することが必要であったのであろう。景利が新田に関する史料調査を決意したのがこの元禄2年であることに注意したい。

もちろん、七右衛門の請願の背景には、酒井氏が指摘するように佐原村新田に進出した小農民の自立の動きがあったのであり⁽⁴¹⁾、それを抑しようとする名主側の動き、およびそれを支持する景利の立場は保守的なものであったといえよう。しかし、景利の注進・請願を忌避する意識が、延宝検地の考察を通じて形成されたものであり、幕府の介入がもたらす在地社会への負の影響を鑑みた結果であることも無視してはならない。

次に考察すべき点として、佐原村の経済的な豊かさを考えるうえで、百姓と商人の間の格差の問題を景利が認識していたことである。「佐原村之儀町並家居大体二相見へ候」とあるように、佐原村は下利根川域屈指の町場に発展した。だが、繁盛する街並みを形成するのは、上方などから移住し

(39) 寛文・延宝期の検地については、加藤衛弘「武州山之根筋における寛文検地の基礎的研究」『学習院大学史料館紀要』第7号、1～48頁、1993年1月、を参照。なお、寛文・延宝検地では徹底的な土地把握が目指されたが、あらゆるところで打出や年貢増徴が行われたわけではなく、地域性があったことが指摘されている。

(40) 『部冊帳』第3巻、120頁。

(41) 酒井右二「近世の新島開発と地域社会の変容」『佐原の歴史』第4号、35～42頁、2004年3月。

た商人たちであって、「百姓之儀は裏家にかがみ候而暮し兼申候」というのが実情であった。ここで景利が危惧するのは、商人たちによって形成された街並みの繁盛から、佐原村全体が富裕化していると幕府役人が捉え、商工業の発展にあわせて佐原村新田の減免率を下げて、年貢増徴をしてしまうことであつた⁽⁴²⁾。もちろん、新田の収量を増やすための努力を佐原村百姓も行ってきた。たとえば、景利は劣悪な条件を克服すべく、「元禄年中手前入用金三拾兩程日雇人足代出シ、新堤築立申候、…(中略)…二三年以來小作年貢右之通上り申候、但土手外うね田共ニ右俵数ニ付申候、高ニ応シ候而ハ過半作徳不足ニ相見へ申候⁽⁴³⁾」というように、30両ほどの費用を投じて堤を築き耕地を保全した結果、ようやく小作料が得られるようになった。だが、それでも収量は石高に比したら「過半作徳不足」であつたのである。こうした新田の生産性と石高の不均衡の歴史的経緯、そして商工業の繁栄する町場と、高い石高負担に苦しむ新田とが併存する複雑な経済環境を幕府役人に理解させることなしには、佐原村全体の豊かさは実現できないと景利は考えたのである。定免制導入を控えて、この佐原村の歴史的、経済的枠組みをいかに享保期幕府の地方政策と折り合わせるかが享保期の村役人の責務と景利は考えた。そして、そのための方策を最晩年まで模索し続けたのである。

3-4 小括

以上の本節の考察から、享保期に進展した幕府の広域的・一元的な地方政策に、佐原村固有の枠組みを保ちつついかに折り合いをつけるのか、という模索を景利が最晩年まで続けたことが明らかになっただろう。その模索の際に不可欠な近世初期からの歴史を解明するなかで、村役人が裁量権を持つ村主体の時代から、一元的な支配をはかる幕府と固有の枠組みを保持しようとする在地社会とがせめぎ合う時代へと転換していく流れを、景利は理解したに違いない。酒井氏の指摘のように、景利はそれを調整するのが村役人の務めであると自覚することで、在地社会における自己・自家の役割を捉えなおしたわけだが、同時に享保期へと時代を経るなかで、両者を調整しつつ望ましい方向に舵取りすることがたやすいものではないと実感したに違いない。川除普請関係資料を『部冊帳』後巻のなかでかなりの部分を割いて収録しているにもかかわらず、景利は現状の問題点を指摘するのみで、方向性のある示唆をすることができなかつたことからそれがうかがえる。

(42) 酒井一輔「近世後期の町場における宅地化と行財政運営の変容——下総国香取郡佐原村を中心に」『歴史と経済』第59巻4号、1～16頁、2017年7月、によると、佐原村では17世紀末から19世紀末までに宅地が1.5倍から4倍に増加した。それに伴い宅地から得られる収益が増加したことによって、商人や豪農などの富裕層は耕地ではなく、宅地を選択して所持するようになった。しかし、領主によって設定された宅地の課税標準額は、富裕層の経済力に比して低い水準にあつたため、町場では、宅地への課税率を耕地に比して相対的に高位に設定するという財政運営上の変更を試みることで耕地宅地間での税負担の不均衡を軽減させていた。この研究は、景利の【史料16】で示した考えを検討するうえで、示唆に富むものである。

(43) 「古来ヨリ持伝候田畑条目 伊能氏中奥先祖書 五ヶ村御料私領諸証文所持所附」。

そして、それは景利が幕府の享保期の地方行政から望ましい在地社会のあり方を感じ取れなかったことの裏返しでもあった。その一例として、定免算出に際して次のようなトラブルがあった。村の計算では、過去5年の年貢量は475石1斗9升であるため、平均した定免は95石3升となるはずであった。ところが、実際の幕府からの割付は106石7斗7升であり、しかも「手代衆如何様ニ勘定被致候哉」というように加重の理由およびその算出の明細等の説明は一切なかった。⁽⁴⁴⁾このような年貢増徴は当然村役人を納得させるものではなかったが、手代の返答は「当分ハ認直シがたく候」という埒が明かないものであった。⁽⁴⁵⁾また、景利は「御公儀人江対シ利口を出すべからず、少々鈍に見へたるか能可有之哉…(中略)…且又御問無之事差出申べからず、物云すくなきか能候半哉、但御巡見等御案内ニ罷出候節、あまり御咄も不仕候而ハ、何事か不異にとはれ差支事有、其節見計ひ御用の筋に無之香取鹿島などの神社の御嘶可仕候」と、幕府役人への対応の仕方を述べている。ここからは、役人の機嫌を損ねないようにとの姑息な百姓根性というよりは、むしろ役人などうまくあしらうことができるというしたたかさが垣間見える。また、折衝するような事態が生ずるまでは意図的に距離を置くという姿勢からは幕府地方政策に対する冷ややかな視線を感じとることもできる。このような幕府への冷静な反骨心を持ちつつ、同時に制度変更と新たな制度導入への予感を覚えながら、死期を自覚した景利の模索は続くのであった。

4. おわりに：2つの「村長」と佐原村の歴史

本稿は、景利の文書編纂物の考察を通じて、彼の在地社会の歴史に対する見方、および経済活動における村役人の役割に対する見方について、市場出入、佐原村新田の堤川除普請および検地と定免制を対象に据えて検討を加えてきた。各節のまとめはそれぞれ小括でしたので、ここでは地域の歴史・経済を牽引する主体として位置付けられていた村役人について、景利が2つのタイプを想定していたことを指摘し結びに代えたい。

次の引用は、景利が名主役退任後はじめて作成した編纂物である『根郷五ヶ村谷地御定納記』の跋文の冒頭である。

⁽⁴⁷⁾
【史料18】

萬眺須臾に變じ、百年眼裏にちゞむ、不定國の變化ハ兼て期したる事ながら、いにしへの人達ハ、筆跡にとどめて、見ぬ旅に赴き名のミ残れり、情慮に、積善の種子耕田と成、末代に到る

(44) 『部冊帳』第23巻、321～323頁。

(45) 『部冊帳』第24巻(享保10年)、『佐原市史』資料編別編3、341頁、佐原市、1998年。

(46) 『病家寂寞』、552～553頁。

(47) 『根郷五ヶ村谷地御定納記』(正徳4年)『千葉縣史料』近世篇下総國上、94頁、千葉県、1958年。

まで、惣百姓の安樂しむ事ハ、往古ハ元和、中古ハ明暦、万治の村長の恩沢なり、然るに時代過、其ノ謂をさだかに知る人稀なり

市場出入、河川の広域支配化、「村切」と検地、そして定免制の実施などにより大きく「変化」を続ける佐原村の経済を牽引し、百年の歴史を形作ってきたのは村役人＝「村長」であると景利は確信していた。そして、その来歴を調べるなかで、現在さらに未来に至るまで佐原村住民が安寧に生活できるのはかつての「村長の恩沢」によるものであるという実感を持つに至る。この「元和」（1615～24）の「村長」とは、近世佐原伊能家の2代目と位置付けられた景常（1559～1634）のこと、また「明暦」（1655～58）・「万治」（1658～61）の「村長」とは、祖父である4代目景善（1624～62）のことである。自分の先祖にあたる「村長」が築き上げた村の権利が、現在の佐原村住民の生活基盤になっていると景利は考えたのである。換言すると、景利はかつての「村長」を開発者として高く評価していたといえようが、以下の引用は、とりわけ景利が尊敬していた景善について記したものである。

⁽⁴⁸⁾
【史料 19】

明暦元年未正月伊能三郎右衛門法名宗恵、板久村石田助右衛門方へ年礼ニ罷越候節、津之宮前之海通り申候節、其節は満々たる海ニ而有之候処ニ、三郎右衛門存付候ハ、すへずへに至候ハ、此海江新洲出来候而大分之田地ニ可罷成候、然ニ今迄村々前洲切ニ取来候は定而津宮村一村之支配ニ可罷成候、何とそ入相証文取置申度存付、則佐原四人名主へひそかに致内談候共、むさと申出候ハ津宮村之者共心付可申段無心元、時節を相待候処同年八月始から…（中略）…末々迄互ニ自由能様ニ海川入会之証文取替シ候而は如何可有之哉と申候得は何も尤も由申候、則文言もかるく致候様ニと申相認申候、此儀正月より心掛候而之事に御座候間、文言等とくと拵、空に覚へ候而申出シ証文取替シ申候

明暦元（1655）年正月、満々と広がる香取海を見て、この一帯が将来広大な新田として開発されることを見通した景善は、対岸の津宮村の「一村之支配」とならないようにすべく、香取海の入会を画策する。そして景善は、入会証文の文言も事前に用意するなどの周到な準備をして機会をうかがい、同年8月に香取海の漁業問題をめぐって両村間に係争が起こったのを好機と捉え、香取海を周辺五ヶ村の入会とする証文を取り交わすことに成功する。この経緯を記した【史料 19】からは、景利が景善を先見の明を持ち、的確に好機を捉える政治力と交渉力を備えた「村長」として評価していたことがうかがえよう。このように近世初期の「村切」の進行過程、つまり近世村落の成立は、領主権力による上からの「村切」のみによるのではなく、「村長」の政治力と交渉力によって行われ

(48) 『部冊帳』第1巻（正徳4年）、『佐原市史』資料編別編1、30～31頁、佐原市、1996年。

た側面もあったのであるが、景利もこの「村長」の開発による在地社会の成立という見方を持っていたことがわかる。そして、時代が経つにつれてかつての「村長」は人々の記憶から消えてしまっているが、その活動の跡は史料として確実に残っており、それが現在の村民の経済活動の基調を規定するものになっているというのが景利の歴史観だといえるだろう。

それでは、元禄・享保期を生きた景利にとって「村長」とはどのような存在であったか。この「村長」は2つの事態に対応しなければならなかった。すなわち、第一に先規に収まりきらない新たな経済活動の出現であり、第二に幕府の広域的・一元的地方政策の展開である。これらをかつての「村長」が形作った枠組みと折り合わせる事がその責務であると景利は考えたのである。そのために必要なことは、先規をその成立過程やその後に与えた影響も含めて理解することであった。ただし、先規は、在地経済の新たな枠組みを形作るうえでの出発点とすべき基準であり、変化に対し摩擦を起こしはするが、変化そのものを否定するためのものとすべきではなかった。いいかえれば、先規は景利にとって両刃の剣であった。それは一方では、他村や幕府に対して、自村の既得権を保全するための根拠であった。しかし、他方では、新たな経済的变化を妨げる足かせともなるものであった。したがって、先規を守ると同時に、その柔軟な運用により村の経済進展を妨げないところに村役人の能力が求められたのである。

また、先規の熟知に加えて、必要な能力として重要視したのが、交渉力と、先規と経済活動の現状の双方を注意深く鑑み、村民全体に利する方策を考える力、景利の言葉を借りると「心を付」けて「勘弁」することであった。⁽⁴⁹⁾ もちろん、それがたやすくできるものではないことを景利は自覚していたに違いない。だが、そうした資質を持ち佐原村全体の経済活動を円滑に保つ主体へと転換することなしには、近世初期から続く家の格を維持することは困難であると景利は感じていたのである。そして実際に、享保期以降の佐原村の村役人は、家格よりも能力が重視され、百姓の支持を得たものが就任するようになっていた⁽⁵⁰⁾のである。

このような先規に依拠しつつ、思慮深い判断力を備えた経済主体の成立を、どのように当時の民間経済思想の潮流のなかに位置付けていくかが今後の課題となるだろう。そのためには、景利の想定する村役人像を相対化させる意味でも、当該期の上層民の経済思想との比較考察が必要であろう。また、筆者は景利の紀行文を考察し、「無常」観を基調とする彼の社会経済観を析出したが⁽⁵¹⁾、この非日常の経済観と、本稿で考察した「村長」の経済観がどのように一人格のなかで結びついていたので

(49) 『病家寂寞』で景利は徳目を実践する際に、「能々心を付可申事」(550頁)、「能々勘弁可有事也」(552頁)というように、状況を的確に観察し判断する力が重要であると述べている。この判断力を重視する景利の姿勢の思想史的背景については別稿を予定している。

(50) 酒井右二「在町佐原の豪商と地域社会」『千葉県の歴史』通史編近世2、319～349頁、千葉県、2008年。田口英明「伊能景利の自己認識と村役人像——享保期在町村役人における「治者」意識の形成」。

(51) 田口英明「元禄・享保期在町上層民の紀行文と社会経済観——下総国香取郡佐原村伊能景利の事例よせて」『日本経済思想史研究』第19号、1～22頁、2019年3月。

あろうか。私用日記の分析を通じてその日常の具体相を解明し、より複合的な景利の経済思想、人間像に迫ることも課題である。

参 考 文 献

論文・書籍 (articles & books)

- 大谷貞夫『近世日本治水史の研究』, 雄山閣出版, 1986年。[Otani, Sadao, *Kinsei Nihon Chisuishi no Kenkyu*, Yuzankaku Shuppan, 1986.]
- 大谷貞夫「近世前期における下利根川流域の治水事情」『佐原の歴史』創刊号, 2000年3月。[Otani, Sadao, “Kinsei Zenki ni okeru Shimo Tonegawa Ryuiki no Chisui Jijyo”, *Sawara no Rekishi*, Sokango, 2000 Nen 3 Gatsu.]
- 加藤衛拓「武州山之根筋における寛文検地の基礎的研究」『学習院大学史料館紀要』第7号, 1993年1月。[Kato, Morihito, “Bushu Yamanonesuji ni okeru Kanbun Kenchi no Kisoteki Kenkyu”, *Gakushuin Daigaku Shiryokan Kiyo*, No. 7, 1993 Nen 1 Gatsu.]
- 川名登『近世日本水運史の研究』, 雄山閣出版, 1984年。[Kawana, Noboru, *Kinsei Nihon Suiunshi no Kenkyu*, Yuzankaku Shuppan, 1984.]
- 菊地利夫「隠遁武士請負新田としての新嶋領十六嶋新田について」『人文地理』第4巻3号, 1952年7月。[Kikuchi, Toshio, “Inton Bushi Ukeoi Shinden toshiteno Shinshima Ryo 16 Shima Shinden ni tsuite”, *Jimbun Chiri*, Vol. 4, No. 3, 1952 Nen 7 Gatsu.]
- 工藤航平「近世地域社会における蔵書とはなにか——地域〈知〉の史料論的研究を目指して」『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』第7号, 2011年3月。[Kudo, Kohei, “Kinsei Chiiki Shakai ni okeru Zosho toha Nanika: Chiiki ‘Chi’ no Shiryoronteki Kenkyu wo Mezashite”, *Kokubungaku Kenkyu Shiryokan Kiyo Archives Kenkyu Hen*, No. 7, 2011 Nen 3 Gatsu.]
- 工藤航平「村役人と編纂物」横田冬彦編『読書と読者』, 平凡社, 2015年。[Kudo, Kohei, “Murayakunin to Hensanbutsu”, Yokota, Fuyuhiko, *Hen, Dokusho to Dokusha*, Heibonsha, 2015.]
- 酒井一輔「近世後期の町場における宅地化と行財政運営の変容——下総国香取郡佐原村を中心に」『歴史と経済』第59巻4号, 2017年7月。[Sakai, Kazuho, “Kinsei Koki no Machiba ni okeru Takuchika to Gyozaiei Unei no Henyo: Shimousanokuni Katorigun Sawaramura wo Chushin ni”, *Rekishi to Keizai*, Vol. 59, No. 4, 2017 Nen 7 Gatsu.]
- 酒井右二「近世前期下総における組合村と検地——下利根川流域根郷五ヶ村組合を事例として」『歴史地理学』第121号, 1983年6月。[Sakai, Yuji, “Kinsei Zenki Shimousa ni okeru Kumiaison to Kenchi: Shimo Tonegawa Ryuiki Nago Gokason Kumiai wo Jirei toshite”, *Rekishi Chirigaku*, No. 121, 1983 Nen 6 Gatsu.]
- 酒井右二「貞享正徳関東筋幕府林の支配状況」『徳川林政史研究所研究紀要』第23号, 1989年3月。[Sakai, Yuji, “Jyokyo Shotoku Kantosuji Bakufurin no Shihai Jyokyo”, *Tokugawa Rinseishi Kenkyusho Kenkyu Kiyo*, No. 23, 1989 Nen 3 Gatsu.]
- 酒井右二「村政に関する元禄～享保期の記録編纂活動——下総佐原伊能景利の事例から」『千葉県史研究』第5号, 1997年2月。[Sakai, Yuji, “Sonsei ni kansuru Genroku - Kyoho Ki no Kiroku Hensan Katsudo: Shimousa Sawara Ino Kagetoshi no Jirei kara”, *Chibakenshi Kenkyu*, No. 5, 1997 Nen 2 Gatsu.]
- 酒井右二「近世の新島開発と地域社会の変容」『佐原の歴史』第4号, 2004年3月。[Sakai, Yuji, “Kinsei no Shinshima Kaihatsu to Chiiki Shakai no Henyo”, *Sawara no Rekishi*, No. 4, 2004 Nen 3 Gatsu.]
- 酒井右二「元禄・享保期在町上層民の文化活動」『千葉県の歴史』通史編近世2, 千葉県, 2008年。[Sakai, Yuji, “Genroku-Kyoho Ki Zaimachi Jyosomin no Bunka Katsudo”, *Chibaken no Rekishi*, Tsushihen Kinsei

2, Chibaken, 2008.]

酒井右二「在町佐原の豪商と地域社会」『千葉県の歴史』通史編近世2, 千葉県, 2008年。[Sakai, Yuji, “Zaimachi Sawara no Gosho to Chiiki Shakai”, *Chibaken no Rekishi*, Tsushihen Kinsei 2, Chibaken, 2008.]

田口英明「伊能景利の自己認識と村役人像——享保期在町村役人における「治者」意識の形成」『日本経済思想史研究』第11号, 2011年6月。[Taguchi, Hideaki, “Ino Kagetoshi no Jiko Ninshiki to Murayakunin Zo: Kyoho Ki Zaimachi Murayakunin ni okeru ‘Chisha’ Ishiki no Keisei”, *Nihon Keizai Shisoshi Kenkyu*, No. 11, 2011 Nen 6 Gatsu.]

田口英明「元禄・享保期在町上層民の紀行文と社会経済観——下総国香取郡佐原村伊能景利の事例によせて」『日本経済思想史研究』第19号, 2019年3月。[Taguchi, Hideaki, “Genroku-Kyoho Ki Zaimachi Jyosomin no Kikobun to Shakai Keizaikan: Shimousanokuni Katorigun Sawaramura Ino Kagetoshi no Jirei ni yosete”, *Nihon Keizai Shisoshi Kenkyu*, No. 19, 2019 Nen 3 Gatsu.]

永原健彦「在方市の諸相」『千葉県の歴史』通史編近世2, 千葉県, 2008年。[Nagahara, Takehiko, “Zaikataichi no Shoso”, *Chibaken no Rekishi*, Tsushihen Kinsei 2, Chibaken, 2008.]

資料等 (materials)

『河内屋可正旧記』第13巻, 清文堂出版, 1955年。[*Kawachiya Kasei Kyuki*, Vol. 13, Seibundo Shuppan, 1955.]

「古来ヨリ持伝候田畑条目 伊能氏中奥先祖書 五ヶ村御料私領諸証文所持所附」(享保5年), 香取市伊能忠敬記念館所蔵伊能三郎右衛門家文書, 資料番号387 (D1-12)。[Korai yori Mochi Tsutae Soro Dempata Jyomoku Inoshi Chuo Senzonosho Gokason Goryo Shiryo Sho Shomon Shoji Shozuke, Kyoho 5 Nen, Katorishi Ino Tadataka Kinenkan Shozo Ino Saburoemonke Monjyo, No. 387 (D1-12).]

『佐原市史』佐原市, 1966年。[*Sawarashi Shi*, Sawarashi, 1966.]

『先年ヨリ市場出入之留書』(享保6年), 香取市伊能忠敬記念館所蔵伊能三郎右衛門家文書, 資料番号981 (G2-12)。[*Sennen yori Ichiba Deiri no Tomegaki*, Kyoho 6 Nen, Katorishi Ino Tadataka Kinenkan Shozo Ino Saburoemonke Monjyo, No. 981 (G2-12).]

『根郷五ヶ村谷地御定納記』(正徳4年), 『千葉縣史料』近世篇下総國上, 千葉県, 1958年。[Nesato Gokason Yachi Onjyonoki, Shotoku 4 Nen, *Chibaken Shiryo*, Kinseihen Shimousanokuni Jyo, Chibaken, 1958.]

『病家寂寞』(享保6年), 『千葉県の歴史』資料編近世5 (下総1), 千葉県, 2004年。[Byoka no Tsurezure, Kyoho 6 Nen, *Chibaken no Rekishi*, Shiryohen Kinsei 5, Shimousa 1, Chibaken, 2004.]

『部冊帳』第1巻 (正徳4年), 『佐原市史』資料編別編1, 佐原市, 1996年。[Busatsucho, Vol. 1, Shotoku 4 Nen, *Sawarashi Shi*, Shiryohen Betsuhen 1, Sawarashi, 1996.]

『部冊帳』第2巻 (正徳4年), 『佐原市史』資料編別編1, 佐原市, 1996年。[Busatsucho, Vol. 2, Shotoku 4 Nen, *Sawarashi Shi*, Shiryohen Betsuhen 1, Sawarashi, 1996.]

『部冊帳』第3巻 (正徳4年), 『佐原市史』資料編別編1, 佐原市, 1996年。[Busatsucho, Vol. 3, Shotoku 4 Nen, *Sawarashi Shi*, Shiryohen Betsuhen 1, Sawarashi, 1996.]

『部冊帳』第4巻 (正徳4年), 『佐原市史』資料編別編1, 佐原市, 1996年。[Busatsucho, Vol. 4, Shotoku 4 Nen, *Sawarashi Shi*, Shiryohen Betsuhen 1, Sawarashi, 1996.]

『部冊帳』第5巻 (正徳4年), 『佐原市史』資料編別編1, 佐原市, 1996年。[Busatsucho, Vol. 5, Shotoku 4 Nen, *Sawarashi Shi*, Shiryohen Betsuhen 1, Sawarashi, 1996.]

『部冊帳』第9巻 (正徳4年), 『佐原市史』資料編別編1, 佐原市, 1996年。[Busatsucho, Vol. 9, Shotoku 4 Nen, *Sawarashi Shi*, Shiryohen Betsuhen 1, Sawarashi, 1996.]

『部冊帳』第20巻 (享保6年), 『佐原市史』資料編別編3, 佐原市, 1998年。[Busatsucho, Vol. 20, Kyoho 6 Nen, *Sawarashi Shi*, Shiryohen Betsuhen 3, Sawarashi, 1998.]

『部冊帳』第22巻 (享保8年), 『佐原市史』資料編別編3, 佐原市, 1998年。[Busatsucho, Vol. 22, Kyoho

8 Nen, *Sawarashi Shi*, Shiryohen Betsuhen 3, Sawarashi, 1998.]
『部冊帳』第23巻(享保10年), 『佐原市史』資料編別編3, 佐原市, 1998年。[Busatsucho, Vol. 23, Kyoho
10 Nen, *Sawarashi Shi*, Shiryohen Betsuhen 3, Sawarashi, 1998.]
『部冊帳』第24巻(享保10年), 『佐原市史』資料編別編3, 佐原市, 1998年。[Busatsucho, Vol. 24, Kyoho
10 Nen, *Sawarashi Shi*, Shiryohen Betsuhen 3, Sawarashi, 1998.]
『宝永二乙酉年日帳』(宝永2年), 朝霞市伊能淳氏文書。[Hoei Niotstutoridoshi Nicho, Hoei 2 Nen, Asakashi,
Ino Jyunshi Monjo.]

要旨: 本稿は、伊能景利が享保期に作成した近世佐原村の百年の歴史に関わる文書編纂物の考察を通じて、彼が地域の歴史、および経済活動における村役人の役割をどのように捉えたのかを明らかにするものである。景利が生きた元禄から享保期にかけて、佐原村では従来の枠組みと経済活動の実態とが齟齬をきたすようになるとともに、幕府の一元的な地方政策に対応しなければならないという状況にあった。そのなかで、景利は経済活動に関わる先規の成立過程を熟知し、それを出発点にしながら新たな経済活動や幕府の政策との間に折り合いをつけることで、円滑な在地経済の展開を導く力量を村役人層に求めたのである。

キーワード: 文書編纂物, 村役人, 地域史観, 経済観, 先規, 調整